

平成28年5月11日
海事局船員政策課

アメリカン・ビューロー・オブ・ SHIPPING（アメリカ船級協会）を 外国法人として初の海上労働検査の登録検査機関として登録しました！

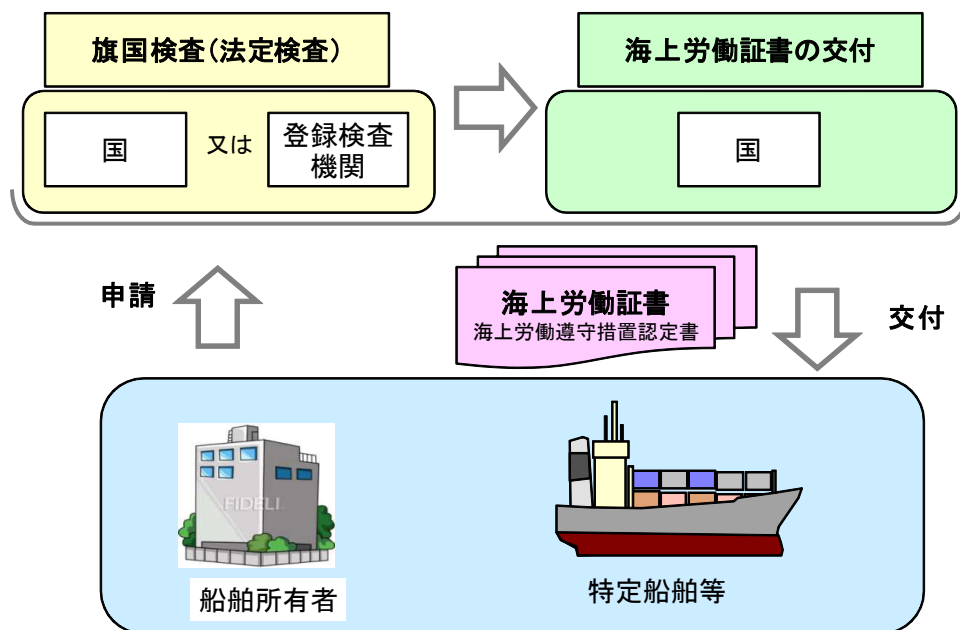
国土交通省は、5月9日付けでアメリカン・ビューロー・オブ・SHIPPING（ABS）を外国法人として初の海上労働検査の登録検査機関として登録しました。

今後、船舶所有者は、国（地方運輸局等）、一般財団法人日本海事協会（NK）及びABSのいずれかに選択肢が広がり、利便性等を考慮し、任意に選択して海上労働検査を受けることができます。

海上労働検査は、我が国が平成25年8月に批准した「2006年の海上の労働に関する条約（海上労働条約）」に基づき、平成24年4月に公布された「船員法の一部を改正する法律」により、制定された検査です。

このことにより、国際航海に従事する500トン以上の船舶（漁船及び非商業船を除く。）は、船員の労働条件等が海上労働条約の要件を満たしていることについて、国又は登録検査機関による船員法第百条の二等に定める海上労働検査を受け、その内容について国が証明する証書（海上労働証書）を備え置くこととなっています。

ABSは、NKに続き、我が国における海上労働検査の登録検査機関の第2号となります。



【問い合わせ先】

国土交通省 海事局船員政策課 成瀬
(代表 03-5253-8111) (内線 45-145)
(直通 03-5253-8652) (FAX 03-5253-1643)